

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題のひとつと認識しており、顧客、株主を含めたステークホルダーの皆様から評価され、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図るため、企業倫理の確立とともにコンプライアンスの強化を中心に行っております。また、各事業の経営責任を明確にし、意思決定を迅速化するため、常に、経営組織体制や仕組みを整備強化していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2】

当社は、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、その早期発送に努めます。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDNetや当社のウェブサイトで電子的に公表するように努めます。

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権電子投票制度及び議決権電子行使プラットフォーム等の利用について、株主構成や機関投資家の意見を勘案し、その要否について引き続き検討することとしております。また、招集通知の英訳についても、海外投資家への対応に関する国内金融機関の証券代行部門による助言等を斟酌し、当社の株式に係る外国人(個人及び法人)の持株数比率等も踏まえて、その要否について引き続き検討することとしております。

【補充原則2-5-1】

当社は、内部通報窓口としてコンプライアンス・ホットライン運用規程を定め、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営しております。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規程を整備し、内部通報窓口として機能は十分に果たしていると認識しております。

【補充原則4-1-2】

当社グループの事業領域である外食業界では、経営を取り巻く環境の変化は激しく、中期経営計画を組み立てたとしても、場合によっては現実の変化に対応しない不合理を生むことも考えられるため、理念やビジョンを軸に、状況変化や機会を捉えて、その都度、中長期的視点を交えながら弾力的な経営を行うことを基本方針としております。

【補充原則4-2-1】

当社では、業績連動や自社株報酬など、インセンティブの仕組みにつきましても、今後検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社では、独立社外取締役を2名選任しております。取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、事業上の連携強化が見込まれる場合や情報収集等を目的として、政策保有株式を保有することがあります。これらの政策保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し適切に対応いたします。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、当社の取締役との間の利益相反取引等については、該当する取締役を特別利害関係人として議決から除外した上で、あらかじめ取締役会において承認を得るとともに、当該取引の終了後遅滞なく、その取引内容を取締役会に報告するものといたします。また、当社及び子会社の取締役に対して、利益相反取引等の有無について確認するアンケート調査を実施する方法により、利益相反取引等の管理体制を構築しております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念

当社グループは、「お客様の期待を超える商品を提供し続けたい」1986年の創業以来、私どもはこの想いをもって、「永劫繁栄」「成果主義」「少数精鋭」「不可能と思うことを可能にする挑戦」という基本理念のもと、高品質な商品をお値打ち価格でご提供する、今までになかった業態の開発に積極的にチャレンジしております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、1.「基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としており、同業他社や同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、その役割と責務及び業績に見合った水準となる

よう、基本報酬(月次・定額)により構成しております。基本報酬(月次・定額)は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)としての役割・職責等を勘案し、役位別に設定しており、監査等委員会の意見聴取を経て取締役会で決定しております。

取締役(監査等委員)の報酬は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容に応じた基本報酬(月次・定額)とし、監査等委員の協議により決定しております。

(4) 取締役会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役会における議論の実質性を高めるため、取締役の人数は、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲としております。取締役会全体としては、高い専門性と多様性等に配慮して、当事業に精通した者、会社経営や財務・会計、法務、リスクマネジメント等の豊富な実務経験と高い能力、深い知見を備えた、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物を取締役候補者として選定しております。なお、監査等委員である取締役には、財務及び会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任し、社外役員の選任に当たっては、会社法に定める社外要件を満たす者としております。また、取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を除く。)については、監査等委員会の意見聴取を経て、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得て、それぞれ取締役会で審議し、株主総会に付議することとしております。

(5) 取締役候補の個々の指名についての説明

当社の取締役候補者の指名理由につきましては、株主総会招集通知に個人別の経歴及び社外役員の選任理由を記載していますのでご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等で取締役会の決定事項又は法令・定款で定められた専決事項を審議し、決定しております。また、その他の全般的な重要事項に関しては、経営会議等にて決定しており、原則として業務執行取締役へ委任しております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員会設置会社への移行により、取締役4名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)となり、十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針は定めておりませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしております。また、独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献し、取締役会を活性化させる資質を持つ人物を候補者とするよう努めております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とすると定款に定めており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮して取締役を選任しております。

取締役候補者の指名にあたっては、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者(具体的には、経営管理業務を公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者、あるいは当社以外での職務経験により当社の取締役としての職務遂行に必要な高い能力や知見を有する者で、当社の企業理念を尊重し、その意図するところを高いレベルで実現することができる者)を指名することとしております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社取締役の兼職については、合理的な範囲にとどめており、その兼職の状況については株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社の取締役会全体の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、今後実施することを検討しておりますが、その具体的な評価手法も含め、詳細については引き続き検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、各取締役が日々直面する様々な課題への解決策を検討し、答えを導き出すという活動の実践の中で、経験値や知識を高めることによって実務能力を向上させることに加え、必要に応じて自ら外部研修に参加することによって知識の習得・更新に努めるなど、自己研鑽を行うことを方針としております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主を含む投資家と積極的な対話を行うことが重要と認識しております。IR担当役員を中心に、管理本部を窓口としたIR体制を整備し、株主や投資家からの取材に積極的に応じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アーランドサカモト株式会社	17,520,000	52.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,547,100	4.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	700,000	2.12
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	690,660	2.09
臼井 健一郎	600,000	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	582,100	1.76

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	363,728	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	316,300	0.96
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	312,500	0.94
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	247,100	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	アークランドサカモト株式会社 (上場:東京) (コード) 9842

補足説明

当社の親会社として、アークランドサカモト株式会社(東証1部上場)がありますが、親会社のグループ企業集団の中で外食事業を営んでいる会社は当社グループ以外にはなく、当社独自の意思決定を行っており、上場会社としての独立性を確保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主を有しております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配及び影響を有形無形に受け、これにより少数株主の利益が害される可能性があると言われております。当社の支配株主であるアークランドサカモト株式会社の主な事業はホームセンターの運営であり、親会社グループにおいて外食事業を営んでいる会社は当社グループ以外にはなく、当社グループ事業の展開に何らの影響はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
八木 康行	他の会社の出身者											
花房 幸範	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木 康行	○	○	学校法人成城学園 常務理事	飲食業界の知識・経験だけでなく、企業経営者としての豊富な経験もあることから、その知見により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任しております。また、主要な取引先や大株主企業の出身者等ではないことなど、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから十分に独立性を確保できると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと判断したため、独立役員として指名いたしました。

花房 幸範	○	○	アカウンティングワークス株式会社 代表取締役	公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、また会社役員に就任し企業経営者としての経験もあることから、その知見により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任しております。また、主要な取引先や大株主企業の出身者等ではないことなど、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから十分に独立性を確保できると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと判断したため、独立役員として指名いたしました。
-------	---	---	------------------------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置く。監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査等委員会スタッフの人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人と定期的に意見・情報交換を行うことにより、会計上や業務上の課題等に関して、連携しながら監査を行い、内部統制の充実に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性を感じていないため、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としており、同業他社や同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、その役割と責務及び業績に見合った水準となるよう、基本報酬(月次・定額)により構成しております。基本報酬(月次・定額)は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)としての役割・職責等を勘案し、役位別に設定しており、監査等委員会の意見聴取を経て取締役会で決定しております。

取締役(監査等委員)の報酬は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容に応じた基本報酬(月次・定額)とし、監査等委員の協議により決定しております。

また、報酬等限度額については、平成28年3月25日開催の株主総会決議において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等限度額は年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)の報酬等限度額は年額15百万円以内と決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、管理本部総務部が必要に応じてサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
坂本 勝司	相談役	当社創業者としての経験に基づく助言	【勤務形態】非常勤 【報酬の有無】有	2005/12/31	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要
- 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成28年3月に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また、当社は、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。
2. 内部監査、監査等委員会監査、及び会計監査の状況
- 当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直結の組織として内部監査室を設置し、2名を配置しております。内部監査室は、本社、店舗及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長及び常勤の監査等委員に報告しております。
- 当社は監査等委員会設置会社であり、有価証券報告書提出日現在、監査等委員会は3名中2名を社外取締役とし、ガバナンスのあり方と運営状況を確認し、取締役会機能を含めた経営の日常的活動の適正性の確保に努めております。監査等委員は取締役会、月次会議等の重要会議に出席し、経営全般及び個別案件に関して公正な立場から、取締役の職務の執行を監査しております。
- また、内部監査室、監査等委員会は、会計監査人と連絡・連携し、監査の効率的な実施に努めております。
- なお、当社は、PwCあらた有責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定機能と、業務執行を監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制となっております。また、取締役の業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、社外取締役2名を選任しております。

監査等委員会は、豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会に対して的確な提言と監視を行っており、監査等委員である2名の社外取締

役は、その専門的見地から適切な監査・監督機能を果たしております。

また、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携につきましては、常勤の監査等委員が媒介となり、定期的に情報交換を行うことにより、有機的に連携しております。

なお、監査等委員である取締役2名は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。

今後も社外取締役を含めた監査・監督機能を更に強化するとともに内部監査及び情報開示の充実を図り、顧客、株主を含めたステークホルダーの皆様から評価される企業経営を目指してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知の英訳をホームページに掲載しております。
その他	招集通知の内容について、平易かつわかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、第2四半期決算発表時に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR活動につきましては、インターネットのホームページを通じて、会社業績をはじめ営業関連情報を開示する等、タイムリーディスクロージャーに向けて積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示体制につきましては、上場企業として経営の最重要項目の一つと考え、管理本部において企業内容開示に対応すべき社内体制の強化を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動規範」により各ステークホルダーとの関係において遵守すべき事項を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営する。

2. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置く。監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査等委員会スタッフの人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。

3. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
- 2) 当社は当社の取締役または使用人等が親会社及び子会社の取締役、監査等委員会、使用人等またはこれらの者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
- 3) 常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、月次会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
- 4) 当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

4. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

5. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

6. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」により管理本部担当役員を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当役員に報告する。管理本部担当役員が重要と判断したものについては取締役会に報告し、取締役会で改善策を審議・決定する。

8. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

9. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。
- 2) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。
- 3) 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
- 4) 監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。
- 5) グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に伴い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡などを受ける。
- 6) 当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図るものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

